

原議保存期間 10年  
(平成30年12月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

警察庁丁規発第57号  
平成20年6月30日  
警察庁交通局交通規制課長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴う交通規制関係事務の運用について

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(平成20年内閣府・国土交通省令第2号。以下「改正命令」という。)の施行に当たり、改正の趣旨及び内容について「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の制定及び施行について(通達)」(平成20年6月30日付け警察庁丙規発第19号。以下「局長通達」という。)をもって通達されたところであるが、改正命令の施行に伴う交通規制関係事務の運用上留意すべき事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

#### 第1 普通自転車に係る規定の整備

##### 1 規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」の意味の変更について(局長通達第1の2(1)関係)

(1) 改正命令により、規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」が設置された道路は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第9条の規定(歩行者用道路を通行する車両の義務)の適用を受けないこととなるので、同標識が設置された道路を通行する歩行者は、法第10条から第13条までに規定する通行区分等の通行方法に従わなければならないこととなり、また、同道路を通行する車両は、「特に歩行者に注意して徐行し」なくともよいこととなる。

そこで、規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」を設置している道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項又は法第63条の4第1項第1号の規定により同標識が設置されている道路を除く。)においては、次のいずれかの措置を検討すること。

ア 法第8条第1項及び第9条の規定により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため自転車(法第63条の3に規定する普通自転車をいう。以下同じ。)以外の車両の通行を禁止するときは、規制標識「歩行者専用(325の4)」を設置し、補助標識「車両の種類(503-A)」(「自転車を除く」と記載のもの)を附置すること。

イ 法第8条第1項の規定により、地域における道路及び交通の状況に応じて自転車以外の車両の通行を禁止し、自転車及び歩行者のみの通行を認めるときは、規制標識「自転車及び歩行者専用（325の3）」を設置すること。

- (2) 前記(1)ア又はイの措置を検討する場合において、現行の交通規制の見直しを行うときは、交通規制の解除、見直し後の交通規制への切り替え等について、遅滞なく公安委員会の決定を必要とする点に留意すること。
- (3) 改正命令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「新命令」という。）別表第二（第三条関係）備考一の（一）の31の規定により、規制標識「自転車及び歩行者専用（325の3）」は、特に必要がある場合において、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができることとなる。

したがって、普通自転車歩道通行可の交通規制が行われている区間に規制標識「自転車及び歩行者専用（325の3）」を設置するときは、左側に自転車の記号があるものを用いることが可能となったことから、今後は、自転車が通行すべき「歩道の中央から車道寄りの部分」（法第63条の4第2項）が明確になるよう漸次新様式の標識を設置すること。

- 2 規制標識「専用通行帯（327の4）」及び規制標示「専用通行帯（109の6）」の意味の変更について（局長通達第1の2（2）関係）

- (1) 自転車の専用通行帯を指定するに当たっては、次の点に留意すること。

ア 自転車の専用通行帯は、原則として道路の両側に設置すること。

イ 自転車の専用通行帯の幅員は、1.5メートル以上を確保することが望ましいが、幅員が1メートル以上1.5メートル未満の車両通行帯を専用通行帯として指定するときは、当該専用通行帯の舗装面が平坦である場合に限ることとし、路面に凹凸があったり、路面が斜めであったりすることにより自転車の運転にふらつきが生じるなど自転車の安全通行が確保できない場合には、本交通規制を行わないこと（「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通規制関係事務の運用について（通達）」（平成20年5月20日付け警察庁丁規発第34号。以下「改正法運用通達」という。）1（2）参照）。

ウ 本交通規制を行う場合、軽車両は指定された自転車の専用通行帯を通行し、それ以外の車両は当該専用通行帯以外の車両通行帯を通行することとなるので、小型特殊自動車及び原動機付自転車の通行への影響を考慮した上で実施すること。

- (2) 自転車の専用通行帯の設置に当たっては、道路管理者と連携して、当該車両通行帯部分のカラー舗装の実施を検討することとし、その場合、原則として青色系の色を用いること（改正法運用通達1（2）参照）。

- 3 規制標示「普通自転車の歩道通行部分（114の3）」の意味の変更について（局

#### 長通達第1の2(3)ア関係)

- (1) 規制標示「普通自転車の歩道通行部分(114の3)」に自転車が歩道を通行することができる旨の意味が追加されたが、本交通規制の指定区間の始まり及び終わりの地点並びに当該歩道において歩行者の通行量が多いなど本交通規制を強調する必要がある地点においては、普通自転車歩道通行可の交通規制を表示する規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」を設置すること。
- (2) 規制標示「普通自転車の歩道通行部分(114の3)」の自転車の記号は、原則として指定区間内の交差点ごとに設置すること。
- (3) 自転車の歩道通行部分を指定する場合は、歩道幅員が原則として4メートル以上で、かつ、歩行者の通行に特に支障が認められない道路の区間とすること。
- (4) 自転車の歩道通行部分は、原則として1.5メートル以上の幅員を確保すること。

#### 4 規制標示「普通自転車歩道通行可(114の2)」の新設について(局長通達第1の2(3)イ関係)

- (1) 規制標示「普通自転車歩道通行可(114の2)」が新設されたことに伴い、道路標識等の設置は次の要領で行うこと。
  - ア 普通自転車歩道通行可の交通規制の指定区間の始まり及び終わりの地点においては、普通自転車歩道通行可の交通規制を表示する規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」を設置すること。
  - イ 本交通規制の指定区間内の必要な地点には、規制標示「普通自転車歩道通行可(114の2)」を単独で設置することができることとするが、交差側道路が広幅員であるなど、本交通規制を強調する必要があるときは、普通自転車歩道通行可の交通規制を表示する規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」を併設すること。
- (2) 本交通規制を実施しない場合においても、法第63条の4第1項第2号及び第3号の規定に該当するときは、自転車は歩道を通行することができることに留意すること。

## 第2 駐車に係る規定の整備

### 1 規制標識「平行駐車(327の10)」、「直角駐車(327の11)」及び「斜め駐車(327の12)」の新設について(局長通達第2の2(1)関係)

- (1) 本規制標識は、必要に応じて設置するものであり、本規制標識の設置に当たっては、未舗装道路等で規制標示の設置が困難である場合を除き、規制標示も併設すること。
- (2) 規制標識「平行駐車(327の10)」、「直角駐車(327の11)」及び「斜め駐車(327の12)」の標示板については、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができることとしたことから、道路の右側端において規制標識により

駐車方法の指定を行う場合にあっては、鏡像である記号を用いること。

## 2 補助標識「駐車時間制限(504の2)」の新設について(局長通達第2の2(3)関係)

本補助標識については、規制標識「時間制限駐車区間(318)」に必要な応じて附置すること。

なお、本補助標識を附置することができるのは、当該時間制限駐車区間内にパーキング・メーター(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第6条の4第2号に掲げる「当該車両が駐車を終了すべき時刻を表示」する機能を有するものに限る。)又はパーキング・チケット発給設備が設置されている場合とする。

## 第3 その他所要の規定の整備

### 1 規制標識「歩行者横断禁止(332)」の設置場所の追加について(局長通達第3の2(2)関係)

本規制標識については、設置できる場所に「中央分離帯」が追加されたものであり、今後、中央分離帯のみに本規制標識を設置する場合の間隔は、最大50メートルとし、標示板は、原則として2枚を背中合わせに取り付けること。

また、渋滞等の交通状況を考慮するなど、歩道からの視認性を十分に確保すること。

### 2 指示標示「斜め横断可(201の2)」を表示する記号の追加について(局長通達第3の2(4)関係)

本指示標示については、いわゆるゼブラの記号の側線を省略することができることとなったことから、本指示標示を設置するときは、道路標示の簡素化、合理化に配慮し、原則として側線を省略したものをを用いること。

### 3 経過措置

改正命令による改正後に意味が変更となる改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規定により設置されている道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)は、新命令の相当規定の種類道路標識等とみなされることとなるので、改正命令施行後の交通規制の内容が、新命令上の道路標識等の意味によるものとする場合には、新たに公安委員会の決定を必要としない点に留意すること。